

議案第5号

八雲町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

八雲町選挙事務取扱規程（平成17年八雲町選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(選挙時登録日等の告示) 第7条 令第14条《登録日等の告示》第2項の規定による被登録資格の決定の基準となる日、 <u>登録を行う日及び縦覧に供する期間</u> の告示は、様式第5号による。	(選挙時登録日等の告示) 第7条 令第14条《登録日等の告示》第2項の規定による被登録資格の決定の基準となる日 <u>及び登録を行う日の告示</u> は、様式第5号による。
<u>(縦覧場所の告示)</u> 第8条 法第23条《縦覧》第2項の規定による縦覧場所の告示は、様式第6号による。	第8条 削除
<u>(在外選挙人名簿の縦覧場所の告示)</u> 第17条の3 法第30条の7《在外選挙人名簿に係る縦覧》第2項の規定による在外選挙人名簿の縦覧場所の告示は、様式第16号の3による。	第17条の3 削除
(在外選挙人名簿の異議の申出) 第17条の4 法第30条の8《在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出》において準用される法第24条《異議の申出》第1項の規定による在外選挙人名簿に関する異議の申出は、様式第16号の4による。	(在外選挙人名簿の異議の申出) 第17条の4 法第30条の8第1項《在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出》の規定による在外選挙人名簿に関する異議の申出は、様式第16号の4による。
(在外選挙人名簿の異議の申出に関する通知及び告示) 第17条の5 法第30条の8《在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出》において準用される法第24条《異議の申出》第2項の規定による異議の申出に関する決定の通知及び告示は、それぞれ様式第8号及び様式第16号の5による。	(在外選挙人名簿の異議の申出に関する通知及び告示) 第17条の5 法第30条の8第2項《在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出》において準用される法第24条《異議の申出》第2項の規定による異議の申出に関する決定の通知及び告示は、それぞれ様式第8号及び様式第16号の5による。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第7条関係)

八雲町選挙管理委員会告示第 号

何年何月何日執行予定の何選挙について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日(以下「登録基準日」という。)及び登録の日を次のとおり定める。

年 月 日

八雲町選挙管理委員会委員長

印

1 登録基準日 年 月 日 ただし、年齢については、 年 月 日

2 登録の日 年 月 日

様式第6号を削る

様式第16号を次のように改める。

様式第16号(第17条関係)

八雲町選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条第1項の規定により再調製する選挙人名簿の調製の期日及び異議の申出期間は、次のとおりである。

年 月 日

八雲町選挙管理委員会委員長

印

1 調製期日	年 月 日
2 異議の申出期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 確定期日	年 月 日

様式第16号の3を削る。

様式第16号の9を次のように改める。

様式第16号の9(第17条の10関係)

八雲町選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の14において準用する同法第30条第1項の規定により再調製する在外選挙人名簿の調製の期日及び異議の申出期間は、次のとおりである。

年 月 日

八雲町選挙管理委員会委員長

印

1 調製期日	年 月 日
2 異議の申出期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 確定期日	年 月 日

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

平成29年6月1日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 長坂 久